

入 札 告 示

札幌市告示第2975号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年8月3日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課（電話011-211-2976）
メールアドレス koreifukushi-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達名称

複合機及びプリンタ借受

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 借受期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日（60ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 借受場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階北
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和5～8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類：一般サービス業、中分類：物品賃貸業、に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合は、物品請求課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること。

(7) 物品請求課の必要に応じて、製造メーカーの出荷証明書を提出できる者であること。

(8) 告示日を起点とした過去5年間に本市その他の官公庁と同種（複合機・プリンタ等の複数年借受）の履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等を交付する場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和8年8月10日（月）17時15分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年8月12日（水）10時00分
札幌市役所本庁舎3階北側会議室（保健福祉局長会議室）
- (4) 入札書の提出方法
郵送又は持参により提出すること。
※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 最低制限価格の設定 無
- (7) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札候補者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (8) 詳細は入札説明書による。